

# 日新病院【重要事項説明書】（介護予防）通所リハビリテーション

<2024年 6月 1日 より>

## 1. サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 介護予防通所リハビリテーションに関するご相談、ご要望、苦情等は下記窓口までご連絡下さい。

利用者相談窓口	担当者	担当者 穴原和夫
	電話番号	0277-30-3672
	対応時間	月～金曜日（9:00～17:00）

(2) 当事業所以外にも相談、苦情を申し出ることが出来ます。

- 群馬県国民健康保険団体連合会  
住所：群馬県前橋市元総社町335-8  
電話：027-290-1323 受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 栃木県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護サービス担当）  
住所：栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階  
電話：028-643-2220 受付：月曜日～金曜日 8:30～17:00
- 群馬県桐生市役所 内線：556（長寿支援係）391（介護管理係）392（介護審査・給付係）  
住所：群馬県桐生市織姫町1番1号  
電話：0277-46-1111（直通） 受付：月曜日～金曜日 8:30～17:15
- 群馬県みどり市役所（笠懸庁舎）（介護高齢課 直通）  
住所：群馬県みどり市笠懸町鹿2952  
電話：0277-76-0974 受付：月曜日～金曜日 8:30～17:15
- 群馬県太田市役所（介護サービス課）  
住所：群馬県太田市浜町2-35  
電話：0276-47-1856 受付：月曜日～金曜日 8:30～17:15
- 栃木県足利市役所（介護保険課）  
住所：栃木県足利市本城3丁目2145番地  
電話：0284-20-2136 受付：月曜日～金曜日 8:30～17:15

## 2.（介護予防）通所リハビリテーション事業の目的・方針

### (1) 目的

要支援または要介護状態にある者に対し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように（介護予防）通所リハビリテーションを行うことにより心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

### (2) 運営方針

①当（介護予防）通所リハビリテーションでは、居宅サービス計画書（ケアプラン）にそった（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、必要なリハビリテーションを行い利用者の心身の機能維持を図り居宅での生活が維持できるように在宅ケアの支援に努めます。

②居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と連携をはかり総合的サービスを受けることができるように努めます。

### 3 (介護予防) 通所リハビリテーション事業所の概要

#### (1) 事業所名称および事業所番号

事業所名	医療法人 山育会 日新病院
所在地	桐生市菱町3丁目2069-1
連絡先	電話：0277-30-3660 (代) 0277-30-3672 (直通電話) FAX：0277-30-3661
事業所番号	1012410542
管理者の氏名	医師 石川 博

#### (2) 職員体制

資格	常勤	非常勤
管理者 (医師)	1名	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2名以上	

#### (3) (介護予防) 通所リハビリテーションの実施地域

桐生市 (黒保根町、新里町を除く)

※実施地域でない場合でもご希望の方はご相談ください。

#### (4) 営業日

営業日 (祝祭日および12月30日～1月4日は休業)		サービス提供時間
1 単位目	月曜日～土曜日	9:00 ~ 12:00
2 単位目	月曜日～金曜日	13:00 ~ 17:00

#### (5) 利用定員 利用定員 10名

### 4 サービス内容

#### (介護予防) 通所リハビリテーションの内容

- ① リハビリテーション
- ② 健康チェック
- ③ 送迎 (利用者の希望があり、当事業所から車で20分以内の場合)
- ④ その他利用者に対する便宜の提供

## 5 費用

(1) 介護予防通所リハビリテーション 一月につき(介護保険給付1割負担の場合) 単位：円

要支援1	利用開始から12か月以内	2268円
要支援1	利用開始から13か月以降	2148円
要支援2	利用開始から12か月以内	4228円
要支援2	利用開始から13か月以降	3988円

別途料金

--	--

(2) 通所リハビリテーション 1日につき(介護保険給付1割負担の場合) 単位：円

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	369円	398円	429円	458円	491円

別途料金

リハビリテーションマネジメント加算 (リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直している場合)	利用開始から6か月以内	560円	一月1回
	利用開始から7か月以降	240円	一月1回
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (通所・退院日または新たに要介護認定を受けた日から3か月以内)	110円	1日につき	
送迎減算(送迎を利用しない場合)	▲47円	片道につき	

(3) 介護保険外費用

利用者の希望に基づいて事業所がオムツ等の生活用品や材料を用意した場合、実費を頂きます。

(4) 利用料等の支払い方法

当月分の請求を、翌月5日以降に請求致します。

銀行からの引き落としによって、お支払いいただきます。引き落とし完了後、領収書を発行致します。

窓口で現金払いをご希望の方はご相談ください。

※ 保険料の滞納等により、事業者へ直接保険給付金が支払われない場合には、利用者が利用料(10割)をお支払い頂き、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。その後各市町村の窓口へ提出することで、差額の払い戻しを受けることができます。

## 6 サービスの利用方法

- (1) 通所リハビリテーションの利用について、主治医の了承を得てください。
- (2) 介護支援専門員（ケアマネ）を含めてサービス担当者会議を行い、利用日時を決定します。
- (3) すでにケアプランが作成されている場合は、ケアプランに基づきサービス開始します。
- (4) サービス開始から2週間以内に、リハビリテーション計画の見直しを行います。
- (5) サービス開始から1か月以内にご自宅を訪問し、身体状態・生活状況・家屋状況を調査します。

## 7 サービス利用の中止

- (1) 利用者が、健康上の理由などによりサービスを中止する場合は、すみやかにご連絡ください。
- (2) 感染症の疑いがある場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合、また緊急を要する場合は、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。  
必要に応じて速やかに当院の医師、またはかかりつけ医に連絡をとる等の措置を行います。

## 8 サービスの終了

次の場合、文書で通知することにより直ちにサービスを終了することが出来ます。

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合
  - ・事業者が正当な理由無くサービスを提供しない場合
  - ・事業者が守秘義務に反した場合
  - ・事業者が利用者または家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ・事業者が破産した場合
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
  - ・利用者のサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、料金を支払うよう催促した日より10日以内に支払われない場合
  - ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ・利用者が事業者や他の利用者に対し契約を継続し難いほど背信行為を行った場合
  - ・リハビリテーション効果の評価を行い、サービスを継続する意義が消失したと考えられる場合であって、利用者と事業者の合意があった場合
- (3) 以下の場合、自動的にサービスを終了します。
  - ・利用者が要支援または要介護認定を受けられなかった場合
  - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・利用者から契約終了2週間前までに解約届が提出された場合
  - ・利用者が死亡した場合

## 9 緊急時の対応

サービスの提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、速やかに利用者の家族、主治医、救急機関等に連絡します。

## 1.0 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故に対し記録・保管し、再発の予防に努めます。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行います。  
※ 当事業所は、団体の損害賠償保険に加入しております。

## 1.1 非常災害時の対応

- (1) サービス提供時、非常災害が生じた場合は、関係機関への通報及び連携を行い非難、救出その他必要な対応を行います。
- (2) 従業者は、常に災害防止と安全確保に配慮し、毎年2回災害対策訓練を実施します。

## 1.2 当法人の概要

法人名称	医療法人 山育会
代表者役職・氏名	理事長 山口 典利
本部所在地・電話番号	群馬県桐生市川内町2丁目289-1 TEL 0277-65-9256

## 1.3 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスを通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、利用者およびその家族へのサービス提供および状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合  
主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所からの利用者およびその家族のサービス等に関する照会への回答、サービス担当者会議など
- (3) サービスの提供に関すること以外で以下のとおり必要がある場合  
介護保険請求事務、保険者への相談・届出・照会の回答、会計・経理など  
損害賠償保険などに係わる保険会社への相談または届出
- (4) 利用期間  
サービス提供期間とします。
- (5) 個人情報の保護  
収集した利用者およびその家族の個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに管理を行います。